

平成21年第1回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成21年2月5日(木曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 小川地区ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の変更契約の締結について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	鈴木雅仁君	2番	原田照信君
3番	益子明美君	4番	大金市美君
6番	小林盛君	7番	福島泰夫君
8番	川上要一君	9番	阿久津武之君
10番	橋本操君	11番	鈴木和江君
12番	石田彬良君	13番	桑原勇一君
14番	杉本益三君	15番	薄井和平君
16番	大金伊一君	17番	大森富夫君
18番	小川洋一君		

欠席議員(1名)

5番 岩村文郎君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	川崎和郎君	副町長	佐藤佳正君
教育長	桑野正光君	会計管理者兼会計課長	吉成啓二君
総務課長	佐藤良美君	企画財政課長	大金佳宣君
C T B 放送センター室長	岡豊二君	税務課長	荒井和夫君
住民生活課長	阿久津実君	環境整備対策室長	益子実君
健康福祉課長	小室定子君	建設課長	佐藤勇三君
農林振興課長	山本勇君	高度情報化推進室長	鈴木吉美君
商工観光課長	荒井進君	小川支所管理課長兼産業建設課長	佐々木香君
小川支所住民生活課長	星和好君	小川支所健康福祉課長	松崎敬三君
学校教育課長	山田広充君	生涯学習課長	藤田悦男君
上下水道課長	手塚孝則君	農業委員会事務局長	鈴木文男君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	齋藤裕一	書記	橋本民夫
書記	大金ハツイ	書記	増子定徳

開会 午前10時10分

議長あいさつ

議長（小川洋一君） 一言ごあいさつを申し上げます。

梅一輪ほどの暖かさということで、梅の便りが、先日ラジオを聞いていますと、茨城県で開花した、群馬県で開花したということで、栃木県はまだ開花していない。うちの庭の木を見てもまだつぼみがかたいということで、栃木県はちょっと寒いのかなという感じがしております。きのうが立春であしたが初午と、春とは言いながらなかなか春が来ない。なかなか厳しい、暖冬と言われているんですけども、まだまだ春遠からじということだと思います。

ことしの議会はいろいろ多彩な行事が入っております。議会にしてもいろいろと変わる時期に来ておるのかなと思っております。皆さんも、21年は新しい改革の議会になるかと思っておりますので、気を引き締めて頑張っていきたいと思っておりますので、皆さんのご協力をよろしくお願いたします。

開会の宣告

議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は17名であります。

欠席届が、5番、岩村文郎君から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年第1回那珂川町議会臨時会を開会いたします。

開議の宣告

議長（小川洋一君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

会議録署名議員の指名

議長（小川洋一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、小林 盛君及び7番、福島泰夫君を指名いたします。

会期の決定

議長（小川洋一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小川洋一君） 日程第3、議案第1号 小川地区ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 川崎和郎君登壇〕

町長（川崎和郎君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいま上程されました議案第1号 小川地区ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の変更契約の内容は、片平及び上町地区のサービス区域の拡張による伝送路設備の増などであります。

本変更契約は、平成20年8月に議決を得ております小川地区ケーブルテレビ施設整備工事について、伝送路設備などを追加、変更するもので、今回1,241万1,000円を増額し、請負金額を5億1,399万6,000円に変更するものであります。

地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細につきましては、担当室長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（小川洋一君） 高度情報化推進室長。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君） 補足説明を申し上げます。

今回の変更につきましては、サービス区域の拡張により伝送路設備を追加するものであります。

主な変更内容としましては、新規加入者への引き込みのため、伝送路工事を追加いたしました。

まず、片平地内においては、幹線距離が長いことため光ケーブルを追加いたしました。また、上町地内においては、既設幹線から離れた住居が新築されたために、新たに幹線同軸ケーブルを追加するものであります。

その他、東電、NTTとの協議によりまして、光ケーブルの共架を予定していた電柱等の変更及び電柱等への取り付け方法の変更が生じたことに伴いまして、光ケーブル及び関連資材の数量を精査して設計変更したものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

大森富夫君。

17番（大森富夫君） まず、補足資料といいますが、説明資料、参考資料が添付されていないということについて伺います。

小川の方々はわかるかと思うんですけども、片平といいますが、片平のどこかと。上町といいますが、上町のどこかということがわかりません。なぜこの参考資料が出され

ないのか、伺います。内容がですね、今、補足説明がありましたけれども、参考資料がないとよく見えてこないわけです。その点で伺います。

その他のこの変更契約の内容については細々とあるかと思うんですけれども、それまでは、出していただければそれにこしたことはないんですけれども、今説明があった分についてだけでも、この片平と上町のこの住宅がどこにあるかというようなことだけでも、やはり参考資料を提出すべきではなかったかというふうに私は思うんです。そのことを指摘して、提出できれば提出していただきたいというふうに思うんです。

その上で、なぜ今回のこの変更契約が出てくるのかという点であります。

新築住宅というのが、これはこの期間内に、昨年8月以降に新築されたということだと、これは変更契約せざるを得ないわけでありましてけれども、その住宅だっていつできたのかということもわからないわけです。そういうこともあります。しかし、その変更契約が出される経過というのは、この説明だけでは不明だというふうに思いますので、もう少し詳しく変更契約について伺っておきたい。この経過ですね、当初計画に入れられなかった点であります。

2点目は、変更内容の一端に、幹線の延長というものがあります。そこから当然支線等を張っていくわけですが、この光と同軸などの、そういう幹線と支線についての距離についてはどういうふうになっているのかという部分で、2点目として伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 高度情報化推進室長。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君） まず、順不同になりますが、なぜ当初計画に入れなかったかというご質問だと思うんですが、当初計画におきましては、まず片平地内でございますが、広域行政の斎場がございますが、その斎場まで伝送路を整備しました。その後、10月6日になってからなんですが、片平地内と申しますのは、名前を申しますと新・ユアイゴルフ場でございますが、から加入申し込みがございました。

それから、上町地内でございますが、上町地内というのは那珂川温泉というのがあるかと思うんですが、那珂川温泉まで幹線を整備したんですが、その後、10月2日になりまして、新築された家が南側にできたんです。名前は差し控えたいと思うんですが、新築住宅ができました。そのため、10月2日にございましたものですから、当初設計を6月にやってございますものから、そういった関係で間に合わなかったというために、今回伝送路を延長するものであるという理由でございます。

それから、距離でございますが、斎場にクロージャーがございまして、そこからユーアイゴルフ場までは1,600メートル、光で持ってまいります。その後、同軸で186メートルを延長します。そういったものが内容でございます。

それから、上町地内でございますが、幹線から分配しまして523メートルを持っていくという内容でございます。

それから、参考資料の件でございますが、今後添付するようにしますので、どうぞご理解を願いたいと思います。済みませんでした。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 参考資料を添付できないというのは、ちょっと理解がしがたいです。主な点だけでも、その2点ですけれども、そのほかに額としてはその他のほうが大きいんですけれども、説明としてはその2点、主なものが上げられていますけれども、これは後からでもやはり変更の具体的な内容の一端ということで、口頭だけではなくて添付資料が出されればよりわかりやすいわけですから、後からでも提出したほうがよいかと思うんですけれども、その点を伺います。

変更契約の具体的な財源内訳でありますけれども、当初と変更による金額、これを示した上で、財源内訳の中には合併特例債を使うことになるわけですが、これは5%、当初町負担があるわけですが、95%の70%は交付税で戻ってくるというふうになりますけれども、その30%については町負担になるわけです。そういう負担分と一般財源とを合わせて、それでは町の負担分はどういうふうになるかという点で伺っておきたいというふうに思います。

議長（小川洋一君） 高度情報化推進室長。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君） 参考資料につきましては、後日配付をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、持ち出し、多分今回の契約額が5億1,399万6,000円ございまして、そのうち合併特例債等を利用してございます。ご案内のとおり、今回のこの財源内訳でございますが、国・県が2億4,035万4,000円ほどございます。合併特例債が2億4,627万7,000円ということで、一般財源が2,736万5,000円で、今回の契約額の5億1,399万6,000円になるかと思ひます。

そのうち合併特例債につきましては、ご案内のとおり元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるという経過がございます。残りの30%が実質町の負担というふうになってまい

ります。そうしますと、合併特例債の2億4,627万7,000円に、利子を含めないでおおむね3割掛けますと、約7,400万程度になるかと思えます。そこに一般財源であります、先ほど申しました2,736万5,000円足しますと、おおむね1億円が町の実質的な町の負担分になるのかなというふうに考えております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（小川洋一君） 大森富夫君。

17番（大森富夫君） 町の負担分が、今回のだけで約1億ということでありまして、この今回の変更計画を含めまして、それでは全体の事業費総額は幾らになり、その財源内訳についてはどういうふうになったのか。その中で、町の負担分はどういうふうになっていくのか、お示しをいただきたいというふうに思ひます。

議長（小川洋一君） 高度情報化推進室長。

高度情報化推進室長（鈴木吉美君） まず、全体事業費でございますが、まず、馬頭地区でございますが、現在の試算値でございますが、約20億円というふうに試算してあります。それから小川地区につきましては、5億7,500万でございますが、合計で25億7,500万でございますが、おおむね前回の議会でも申しましたとおり約26億円かなというふうに試算してあります、現在のところですね。

財源内訳でございますが、国・県で12億2,400万でございます。合併特例債で11億4,300万程度、一般財源で2億800万程度というふうに、現在のところ試算してあります。お願ひします。

議長（小川洋一君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 小川地区ケーブルテレビ施設整備工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（小川洋一君） 以上で、今期臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

会議を閉じます。

これにて平成21年第1回那珂川町議会臨時会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時16分